

令和5年4月27日
県立病院課 井上、中村
電話 0853-30-6425

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象事業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住所	措置期間
中国電力株式会社	代表取締役 社長執行役員 瀧本 夏彦	広島市中区小町 4番33号	令和5年4月28日から 令和6年4月27日まで (12ヶ月)
関西電力株式会社	代表執行役 森 望	大阪市北区中之 島三丁目 6番16号	令和5年4月28日から 令和6年4月27日まで (12ヶ月)

2 指名停止措置の範囲

島根県病院局が発注する島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターの電気供給業務について、指名停止とする。

3 事実概要

中国電力（株）及び関西電力（株）は、公正取引委員会から、遅くとも平成30年11月8日までに、中国電力管内又は関西電力管内に所在する相对顧客に対する安値の見積り提示及び中国電力管内の官公庁入札での安値の電気料金の提示による電気料金の水準の低落を防止して自社の利益の確保を図るため、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたと認定され、中国電力（株）は同法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4 指名停止措置理由等

中国電力（株）が同委員会から同法第3条違反を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、島根県病院局財務規程第133条により準用する、島根県が定める「庁舎の清掃業務、警備業務等の委託及び電気供給業務の契約に係る入札参加資格者指名停止措置要領」別表（措置基準）第7号に該当する。

また、関西電力（株）が同委員会から同法第3条違反を認定されたことは、同要領別表第7号に該当する。

指名停止措置要領別表（措置基準）

措置要件	指名停止期間
(独占禁止法違反) 7 県が発注する清掃業務等委託及び電気供給業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為があり、契約の相手方とすることが不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12ヶ月以上24ヶ月以内